

目的

本県で発生した令和6年能登半島地震では、半島部特有の地形等による厳しい条件の下、発災直後から関係機関が連携して道路啓開を進め、人命救助やライフラインの早期復旧及び孤立集落への交通確保に不可欠な道路啓開の重要性が改めて認識された。この教訓を踏まえ、令和7年の道路法改正により、道路啓開計画の策定が法定化された。

本計画は、「石川県道路啓開計画策定協議会」における協議を経て、能登半島地震での教訓等を踏まえ、道路法第22条の3に定める道路啓開計画として、関係機関の連携・協力により、大規模災害時における道路啓開の実効性向上を図ることを目的とする。

計画の概要

1. 対象とする災害

- 石川県地域防災計画（令和8年5月改定）で想定されている、9つの断層帯を震源とする地震災害及び7つの津波断層による津波災害を対象。

2. 道路啓開の目標及び 3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間

- 救命・救助活動において極めて重要な時間帯である、発災後概ね72時間以内を目標
- 目標達成のために必要となる防災拠点を定めるとともに、道路啓開の役割・機能に
応じてルートを設定のうえ、優先的に啓開を実施する路線・区間を定める
- 能登半島地震の教訓を踏まえ、海路・空路を活用したアクセスについても検討
- 発災後は、被害状況や孤立集落等の状況を踏まえ臨機に優先順位の調整を実施

【表1 防災拠点と道路啓開の目標設定】

広域進出拠点	・災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の目標となる拠点(広域拠点) ・災害拠点病院や救命救助活動の司令塔として機能している拠点(救命救急拠点)	
進出拠点	・広域支援ルートから被災地(活動拠点)に向けた被災地進出を接続する防災拠点	
救助活動拠点	・被災地(津波浸水域内等)の啓開の拠点となる防災拠点	
広域支援ルート	・各部隊等の広域的な移動のため、広域進出拠点を連絡するルート ・人命救助に係る救命救急活動拠点到移動するためのルート	発災から概ね 24時間以内を目標
被災地進出ルート	・被災地内の活動に向けて、広域支援ルートと進出拠点を連絡するルート	発災から概ね 48時間以内を目標
被災地内ルート	・甚大な地震・津波被害等が想定される地域内のルート	発災から概ね 72時間以内を目標

4. 道路啓開の方法

- 本来の道路管理者に代わって国が啓開する路線・区間を設定（直轄啓開予定道路）。
- 直轄啓開の発動条件は、下記とする。
【石川県における半島部において、複数市町で震度6強以上を観測する地震が発生した場合】

【表2 直轄啓開予定道路】

路線設定の考え方	・広域支援ルートのうち広域進出拠点までの主軸となる区間として「七尾市から輪島市役所および珠洲市役所にアクセスする路線・区間」を設定
直轄啓開予定道路	【県管理道路】（合計 約60km） 国道249号*、（主）七尾輪島線*、（主）輪島山田線*、（主）珠洲穴水線*、（主）内浦柳田線*、（一）柏木穴水線*
代替路	【県管理道路】（合計 約40km） 国道249号*、（主）七尾輪島線* *：路線の一部区間

5. 資機材の備蓄・調達

- 令和6年能登半島地震の被害状況を踏まえ、啓開候補路線における被災想定量及び必要資機材量を算出し、備蓄資機材量との比較により不足量を整理。

【表3 被災想定項目と被災想定量の算出概要】

被災想定分類	被災想定項目	被災想定量算出概要	要因
1)道路被災	①段差・亀裂	<250mメッシュ単位の想定震度を適用> 震度別啓開道路延長×震度別道路施設被害率×各被害の被災割合	地震
	②斜面崩落		
	③盛土崩壊		
2)堆積物	④沿道施設倒壊による被害	<DID地区を対象> 市町別災害廃棄物発生量(t/km ²)×道路啓開延長×道路啓開幅5m	津波
	⑤津波堆積物	<津波浸水域を対象> 道路啓開延長×道路啓開幅5m×堆積高4cm	
3)放置車両等	⑥立往生車両及び放置車両・その他車両	<津波浸水域に囲まれた地域を対象> 交通密度(台/km)×道路啓開延長	

- 不足量については、令和6年能登半島地震時における震度6強以上のエリアの発災後3日間の従事率を考慮し、不足がある場合は、広域支援等について検討・整理する。
- 円滑な道路啓開や支援活動等に資するため、資材仮置き場候補地や燃料調達体制を整理。

6. 実践的な訓練

- 道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者のほか、関係者の参加も調整したうえで、実践的な訓練を実施
- 訓練メニューを適宜組み合わせ、年1回以上実施する年次計画を策定・訓練は道路管理者の他、協議会関係者の参加も調整したうえで実施。

7. 情報収集・伝達

- 道路管理者と関係機関における情報収集・伝達体制に関する体制・系統図を整理する
- その際、孤立集落情報やライフラインの情報を収集する体制についても整理する

8. その他

- 道路啓開計画は5年に1回の見直しを行うことを基本とし、必要な対策の充実を図る
- 道路啓開、救命救助、集積拠点としての活用を行うため「道の駅」の防災機能などを整理する
- 道路啓開ルートの防災上の課題や対策状況について整理し、迂回ルートの設定などに活用する
- 地域の道路ネットワークの課題等について整理する
- 他の自然災害や原子力災害との複合災害が発生した際のリスクや避難路について関係者と共有するとともに、情報連絡体制を整理する